

益城町介護予防・日常生活支援総合事業について

平成27年の介護保険改正により、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援する「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度より全ての市町村で導入された。

益城町においても、平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している。

➤ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴

☆ 大きく分けて『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』がある

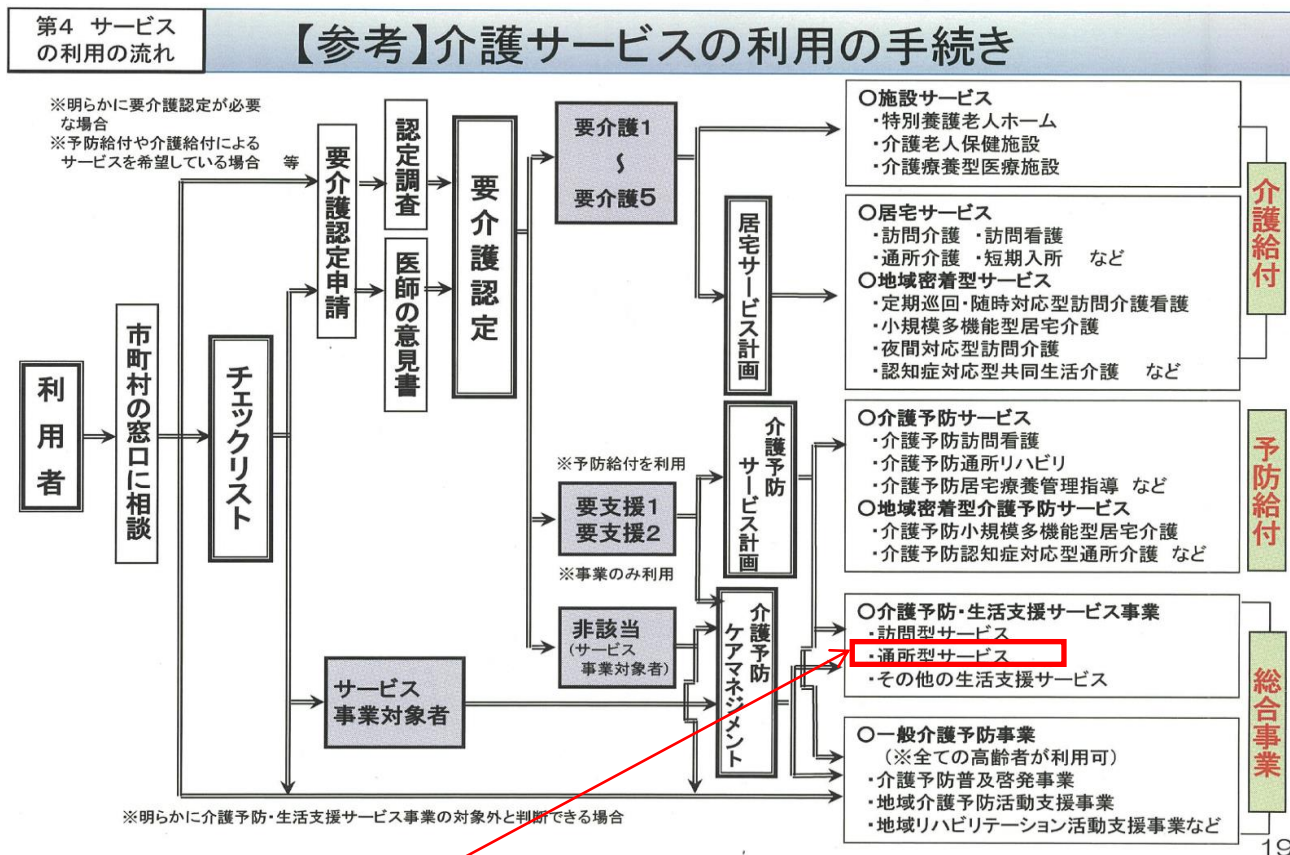
● 『介護予防・生活支援サービス事業』

平成27年の改正により介護保険から移行した要支援の介護予防給付の一部（訪問介護と通所介護）に、従来から市町村単位で実施していた介護予防事業とを同じ枠組みにしたもの

● 『一般介護予防事業』

市町村がすべての高齢者を対象として、高齢者の介護予防のために生活機能の改善や生きがいづくりを重視して実施する事業

☆ 介護保険制度の大きな枠組みの中の事業だが、要介護者や要支援者に対する全国一律の介護保険サービスと異なり、各市町村が主体となって行う事業（地域支援事業）の一つ。このため、サービスの運営基準や単価、利用料等は各市町村が独自に設定する。



益城町の独自事業として実施し、利用者から負担金を徴収しているのはこの一部